

消防
なんでも

南部分署



平成26年春の全国火災予防運動

○3月1日～7日

全国統一防火標語

『消すまでは心の警報ONのまま』

この時期は、空気が乾燥し風も強く、ひとたび火災が発生すると大火災になるおそれがあります。火の元には十分注意してください。また、火災で亡くなる方の多くは逃げ遅れです。

住宅用火災警報器について

・住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、警報する警報器です。

・平成20年6月1日から設置が義務づけられました。昼間に比べて就寝時間帯が命を落とす危険性が高い理由から、必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、寝室に設置することとされています。

注意事項

「電池切れに注意！」

定期的に作動確認をしましょう。住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなります。

「定期的にお手入れをしましょう。」

住宅用火災警報器はホコリが入ると誤作動を起こす場合があります。

○火災予防の7つのポイント

- 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 天ぷらを揚げるときには、その場を離れない。
- 風の強いときには、たき火をしない。
- 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ストーブには燃えやすい物を近づけない。



お問い合わせ先

阿蘇広域消防本部南部分署 TEL (62) 90034

こちら高森警察署です!



サイバー犯罪被害に遭わないために

パソコンや携帯電話、パソコンと同等の機能を持つスマートフォン等の普及にともない、インターネットが利用できる環境が身近になってきていますが、それとともにインターネットを利用する犯罪・トラブル等の被害も増加傾向にあります。

インターネットに関する犯罪・トラブルは「正しい知識と利用法」を身につけていれば防ぐことができるものがほとんどですので、インターネットの安全な利用のため、必ず身につけましょう。

●通信販売サイトでのトラブルにご用心!

実在する通信販売サイトを装ったり、連絡先等を偽った通信販売サイトで商品を注文し、注文したものと異なる商品が届いたり、商品が届かず返金もされないというトラブルが多発しています。

こうしたトラブルを未然に防ぐため、次の4点を確認してください。

- (1) 確実な連絡先が掲載されていますか?
- (2) 振込先口座はお店の名義ですか?
- (3) 価格が極端に安くありませんか?
- (4) 不自然な日本語表記ではありませんか?

これらに該当するサイトすべてが偽サイトであるわけではありません。また、該当しないサイトがすべて安心なサイトとも限りません。購入する際には、十分に注意して、少しでも疑わしい場合は利用を控えてください。

お問い合わせ先

高森警察署 TEL (62) 0110

知っておきたい 税情報



消費税法改正等に関するお知らせ

消費税法等の一部が改正され、平成26年4月1日から「消費税及び地方消費税」の税率が、5%から8%に引き上げられることとされました。

国税庁においては、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) のトップクス欄に「消費税法改正のお知らせ (社会保障と税の一体改革関係)」の特集ページを設け、改正内容等の広報・周知を行っていますので、ご覧ください。

なお、消費税法等の主な改正内容を記載した「消費税法改正等のお知らせ」(リーフレット) についても、各税務署の窓口へ備え付けております。

消費税法改正等に関して、お分かりになりにくい点や詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署 (改正消費税法相談コーナー) にお尋ねください。

復興特別所得税に関するお知らせ

平成25年分から平成49年分にかけては、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額 (原則として、その年分の所得税額) に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

詳しくは、国税庁ホームページの「個人の方に係る復興特別所得税のあらまし」をご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

お問い合わせ先

阿蘇税務署 TEL 0967 (22) 0551